

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

対象 次の条件を全て満たす人
 ・現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
 ・市内に在住または通勤していること
 ・※定住促進住宅高瀬中央は、市外の人でも申し込み可能です。
 ・同居または同居しようとする親族がいること（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
 ・※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。
 ・市税などの滞納がないこと
 ・世帯の月額所得が基準の範囲内であること
 ・申込者または同居者が暴力団員でないこと

入居予定時期 7月中旬

必要書類
 ・申込書および申立書など（建築住宅課、各支所にあります）
 ・入居予定者全員の住民票
 ・所得証明書
 ・完納証明書（申込者のみ）
 提出先 建築住宅課（郵送不可）

申込書配布・受付期間
 6月2日（月）～13日（金）
 午前8時30分～午後5時
 ※土日を除く

▲詳細はこちらから
 ※6月2日（月）以降に公開されます。



▲詳細はこちらから

※6月2日（月）以降に公開されます。

団地名（所在）	棟号室	間取り・構造	建設年度	家賃 ※入居する世帯の所得に応じて決定	駐車場 使用料	共益費
神原団地 （高瀬町下勝間）	C-202	3DK 中層耐火3階建	2階	平成4年度 17,400円～34,100円	1台につき 2,000円	自治会 管理
定住促進住宅 高瀬中央 （高瀬町比地中）	1-401	3DK 中層耐火5階建	4階	平成10年度 14,000円～22,000円		3,000円
西野団地 （詫間町詫間）	A-201	3DK 中層耐火3階建	2階	平成7年度 19,000円～37,300円	1台につき 2,800円	3,400円
宮尾団地 （財田町財田中）	105	3LDK 耐火2階建	-	平成4年度 20,400円～40,000円	2台まで 無料	自治会 管理

※エレベーターなし ※水洗トイレあり

イベント

文書館体験講座

「はじめての文書館! 2025 ～文書館の裏側探検&古写真整理～」

▶申し込み・問い合わせ 文書館 ☎63-1010

あわせて、「合併協定書」原本特別展示も開催しています。

展示期間
 6月15日（日）まで

▲市合併時の協定書



▲貴重な古い写真も見ることができます

主な内容
 ・クイズをしながら書庫を見学
 ・文書館所蔵資料の閲覧方法を体験
 ・文書館所蔵古写真の整理体験

日時 6月8日（日）
 午後2時～3時30分

集合場所 山本庁舎
定員 10人（先着順）
 ※文書館へ電話でお申し込みください。

6月にある国際アーカイブズ週間および第20回中国四国地区アーカイブズウィークにあわせて、文書館で体験講座を開催します。
 普段は入ることができない書庫など文書館の裏側を探検した後、古写真整理の業務を体験してみませんか。

健康

がん検診・健康診査を受けましょう

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診無料クーポン
 子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポンは、5月下旬にオレンジ色の封筒で送付しています。
 この機会にがん検診を受けましょう。

無料クーポン対象
 ・子宮頸がん検診 21歳～35歳
 ・乳がん検診 40歳～49歳
 ・大腸がん検診 40歳～49歳
 ※令和8年4月1日時点の年齢

▲オレンジ色の封筒で送付しています



検診名	検診種類	実施時期
結核・肺がん	集団	9～11月
大腸がん	集団	9～11月
胃がん	医療機関	6～10月
肝臓ウイルス	医療機関	4～11月
子宮頸がん	医療機関	9～11月
乳がん	医療機関	6～8月

がん検診
 がん検診希望調査票を提出している人には、各検診の開始前に受診券を送付します。申し込みがまだの人には、健康課までご連絡ください。

特定健康診査および後期高齢者健康診査
 健康診査の案内は、5月下旬に水色の封筒で送付しています。詳しくは、同封の「ご案内」をご確認ください。

対象
 ・特定健康診査 40～74歳の国民健康保険の加入者
 ※令和8年3月31日時点の年齢
 ・後期高齢者健康診査 後期高齢者医療保険に加入しており、75歳以上および65～74歳で一定の障害認定を受けている人

▲水色の封筒で送付しています



くらし

野焼きは法律で禁止されています

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙で窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付く」「体調が悪化する」などの苦情が多く寄せられています。実際、ダイオキシン類の有害物質で人の健康に悪影響を与えます。

また、野焼きが火災となり、消防や警察が出勤する案件も増えています。家庭から発生したごみは、指定日に正しく分別して出してください。

野焼き（野外焼却）とは
 ・ドラム缶などを使用している焼却
 ・ブロックで囲いでの焼却 など

野焼きの例外
 ・農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
 ・落ち葉焚きやキャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
 ・河川や道路管理者などが除草した草木の焼却 など

例外的に野外焼却を行う場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯など周辺地域の生活環境に十分配慮してください。

